

一 坑内外作業設備の改善

白米の改善

衛生設備の改善

「は會社で從來も充分研究して誠意を以て、その改善に居ることでもあり此後は尙一層調査研究、上改善に情念」

二 爭議・犠牲者ヲ出サムルノト

「求に應するわけに行かない
警濟になつて譲るが終りに御参考まで總括的に會ある所を申上げる所は今後會社は尙一層會社經濟の開に於て一般從業員諸君の福利の増進に努力する決心」

三 月三十日信頼すべき調停者が現むが然非公式ア非

「つゝの應對があつたが其特記はござらない」

四 月十九日當時其の調停者か

「谷側三は今回の紛糾は第一名分を欠き殆ど失敗に終する觀がある。此際無條件調停にて賀六といふ申ある只今同の紛糾事件に就て職者を出さない事にして度いといふことあるか。會社側も何とか考へて賀

五 いものである」

会話があつた會社では慎重熟議の結果調停者に對する禮を

六 大葬前後もあり涙をのんで任してゐるが之は成立

「二十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、」

の犠牲者は出す事、即家族に對し相當の見舞金を支給する

要求條件には絶対に觸れぬじても觸れる様なことがあつた

「二月二十六日の回答通りである。三、金一封を支給する

場に話をして二月一日面會する事になった。

「日調停者立會の下に會社從業員三名と組合側幹部の關谷

兩氏を加へた五名と會見した所組合幹部は意外にも突如曩

求條件の改訂を提案してその理由として誰にも過ちはある故

ちを改むるに憚る勿れなどとまで曲譯した。

に改訂した條件を記すれば

一の山代、佐々木、栗谷三氏の復職の件は「山代」を削つて

佐々木、栗谷丈の復職

五の飯塙制度並に組長制度の徹底的改善は飯塙制度の撤廃

と改め

あ條件として

、食料配給所の配給方法を嚴正にすること

、山代吉宗の手當金を足尾銅山の例により支給すること

普通の労働者に倣ふること

二つをつけ加へてゐる

側では要求條件は此の場合最も重要なもいで十分研究に研

重ねた結果決定し提出されたものに相違ない會社としても

分慎重審議を遂げて回答したものであるから今更要求條件

訂には應ぜられぬと拒絕した。

でも彼等は猶執拗に要求條件に觸れて來たが他くまで平和

に應ぜず遂には威嚇的言辭を弄してまで其の要求を貫かん

たので遂にこの日の會談は決裂に終つた。

以上ハ現今ノ經濟状態デハ到底出來ナリ

四、勤続手當並ニ退職手當ノ制定

一、長年ノ改善

以上ハ盤炭會二回答又ハ迄は動用しな

七、坑内外作業設備の改古

八、白米の改善

九、衛生設備の改善

十、調停者不親切ナル行爲ノ改善

以上ハ四項の會社の從業を十分誠意以て行ふ事、當日

居より一入後、専調査研究の上改善の督、折り

尙今後會社は今迄より一層會社經濟の許す範圍に於て一般從業

員諸君の福利増進に努力する決意であることを表明する

三、佐々木、栗谷兩君の手當の勞務課長個人ニ於、各金百圓

支給スル

四、山代君ニ對するハ長屋退去ノ際退職手當金壹千圓百圓

支給スル

五、十五名ノ解職者ニハ百五拾圓ヲ、ノ手當ヲ支給ス

六、牧監起訴サレタルモノハ解職ス但ソノ家族ニ對シ六十圓乃至八十圓ノ歸國旅費ヲ支給ス

六、會社ハ金子一封ヲ贈ル

附 記

一、即時双方共盤戒ヲ撤廢スル事

二、明十九日一番方ヨリ入坑スル事

三、尚會社では全日左の如き聲明書を發した

以

上

四、即時双方共盤戒ヲ撤廢スル事

五、明十九日一番方ヨリ入坑スル事

六、尚會社では全日左の如き聲明書を發した

以

上

今回當炭礦に於て二句以上に亘る紛糾を見爲に世間の配慮を煩

はしたるは究に遺憾とする所なり當炭礦は從前雖も時代の進

運に伴ひ會社經濟の許す範圍に於て力めて一般從業員の福利增

進を圖り來りたるも今後は尙一層從業員の和衷協同を圖り事業

の發展と共に其福利の増進に努力するの意あることを聲明す

昭和二年二月十八日

磐城炭礦株式會社礦業所

顧みれば爭議の始まられてより二十數日御大喪當日は全山靜謐

謹慎したけれども、その前後に亘り世間を騒がしたことは實に

恐懼に堪へない次第であった。

しかしして其間各方面から深き同情を寄せられたことは感謝に堪

へざる次第である今回爭議解決に際しその經過真相を發表して

御厚意の萬一に酬いたいとの一篇を綴つた次第である。

終りに臨み磐炭會幹部及び會員は終始一貫熱烈なる愛山運動を

續けまた上杉博士の主宰する建國會本部派遣の應援隊は思想上

の立場から(建國會磐城支)磐炭會と提携して大に努力したるに

愛山の意氣著しく發揚されたのであつた特記して謝意を表した

いと思ふ。

昭和二年二月

磐城炭礦
務課